

東京都公安委員会告示第 2688 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 28 日

東京都公安委員会

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

別添のとおり

3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

千葉県市川市幸1丁目13-11-D 伊藤 義隆	放置違反金納付命令書 (第 30-101-260717-204775)
東京都葛飾区新小岩1丁目20-4-103 レクノスI 大久保 智哉	放置違反金納付命令書 (第 30-329-260715-201710)
熊本県熊本市中央区南熊本4丁目3-43 レオバレス幸ー109 東 祐太郎	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260727-404267)
東京都渋谷区宇田川町1-12-1104 CHINA SINDA Intellectual Property 株式会社	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260918-207524)
大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目1-7-302 森沢 隼駆	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260809-425472)
埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目15-41-105 宮原 満寿夫	放置違反金納付命令書 (第 30-437-260704-201551)
東京都港区六本木4丁目2-41-310 KAN YUANYUAN	放置違反金納付命令書 (第 30-660-260803-433470)
埼玉県三郷市早稲田3丁目26-7-206 WU FEI	放置違反金納付命令書 (第 30-661-260629-201067)
大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目1-7-302 森沢 隼駆	放置違反金納付命令書 (第 30-773-260712-405345)
東京都墨田区江東橋4丁目10-13 ベルグリーン錦糸町704 大杉 京介	放置違反金納付命令書 (第 30-777-260727-201807)
千葉県鎌ヶ谷市東道野辺3丁目6-2-104 石原 千紀	放置違反金納付命令書 (第 30-890-260709-201881)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

茨城県つくば市要104-5 フェイジョアB202

森田 昌人

督促状(第 30-660-260625-432097)

東京都墨田区向島5丁目16-9-201

大塚 綾真

督促状(第 30-773-260508-442270)

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎2242

深川 翔太

督促状(第 30-778-260629-424071)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日(以下「送達日」という。)の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁交通部駐車対策課経由)に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。